

概要説明書

事務事業・事務経費名	勤労者住宅資金利子補助事業	体系コード	42111-01
主管課等	産業振興課労政担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 勤労町民 実施主体: 町)				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額	
	住宅融資の利子の補助事業	<p>【補助対象者】 住民基本台帳に登録され、かつ事業所に勤務している方で、中央労働金庫から自己が所有し居住する住宅の資金の融資を受けた方</p> <p>【対象借入額】 50万円以上。ただし、補助対象額は600万円を限度とする。</p> <p>【補助率】 借入額の3%以内</p> <p>【補助期間】 4年以内</p> <p>【申請方法】 申請書に関係書類を添えて、毎年1月に中央労働金庫を経由して提出する。</p> <p>【関係書類】 ・住民票の写し ・事業所在職証明書 ・登記事項証明書又は建築確認通知書 ・利子支払額証明書 ・委任状</p> <p>【事務の流れ】 申請受付→書類審査→交付決定→交付決定通知郵送→支出負担行為書作成→支出命令書作成</p> <p>【その他】 上記補助事業の周知。町ホームページや広報による周知。</p> <p>【23年度実績】 88件、11,035,500円</p>	11,035	12,000	
	事業費・経費 計			(a) 11,035	12,000
	平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)			(b) 635	/
	本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 11,670	/

概要説明書

事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	地域経済の安定と発展のためには、人口流出の防止と、勤労者の定着による税収確保が必要である。勤労者人口の定着のためには、勤労者の経済的負担を軽減することと、持ち家の促進を図ることが重要である。 このようなことから、住宅資金の利子補助事業については、町が積極的に取り組むべき事業と考えます。
---------------------------------	--

町における類似事業	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者教育資金利子補助事業 ・中小企業施設整備資金特別融資利子補助事業
-----------	---

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)		茅ヶ崎市		藤沢市		大磯町		二宮町	
	補助対象限度額	3,000千円		6,000千円		4,000千円		5,000千円	
	補助率	3%以内		3%以内		3%以内		3%以内	
	補助期間	4年間		4年間		3年間		4年間	
	23年度決算	358件	15,951千円	603件	34,185千円	36件	1,703千円	43件	1,635千円
	24年度予算	408件	20,700千円	676件	45,754千円		1,933千円	35件	1,595千円

24年度の状況と今後の方針	勤労者の定住促進には、住宅取得の促進だけでなく、「町のイメージアップ」や「働く場所の確保」「暮らし条件の確保」が必要と思われます。 関係機関や関係各課が一体となって魅力あるまちづくりを計画的に進めることが重要であると考えます。 住宅取得の促進については、近隣市町に劣ることがないよう、住宅取得時の奨励金給付事業などの検討や定住促進施策の情報をより魅力的に、効果的に発信できるように推進していきたい。
---------------	---

特記事項 (事業の沿革等)	補助開始年度 : 昭和54年度
------------------	-----------------

寒川町 平成24年度事務事業評価シート(平成23年度実施事業)

事務事業名	勤労者住宅資金利子補助事業				体系コード	51412-01
主管課・担当名	産業振興課労政担当		根拠法令等	寒川町勤労者住宅資金利子補助要綱		
課長	中嶋 利弥	担当者	秋庭 浩子	科目コード	01-05-01-01-001-02	

【Plan - 計画】

(1)総合計画上の位置づけ

章	魅力ある産業と活力のあるまちづくり
節	まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります
項	勤労者対策の充実
小項目	就労環境の充実
細項目	勤労者福利厚生の充実
重点プロジェクト	<input type="checkbox"/> いきいき <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> にぎわい
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> ハード事業

(2)事務事業の概要

事業期間	開始年度	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和	53年
	終了予定年度	-	
事業内容	勤労者の持ち家促進のために、住宅資金の利子補助を行う。		

(3)事務事業の目的

目的	対象(誰(何)のために)	寒川町の住民基本台帳に記載されていて、事業所に勤務しており、中央労働金庫から住宅融資を受けた者
	意図(どのような状態にしたいのか)	住宅融資を受けた勤労者に対して、労働金庫に支払った利子額を補助することにより、住宅取得を促進する。

(4)成果指標

成果指標(単位)、または数値化できない成果	利子補助金交付申請件数(件)					
成果指標等の設定理由	できる限り多くの方に利用していただくことが理想なので、申請件数を成果目標とする。					
目標値設定の考え方	過去の申請件数を勘案した数字					
目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	100	100	80	80	80	80

【Do - 実施】

(1)成果指標

指標(単位)	年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
利子補助金交付申請件数(件)		100	110	100	94	80	93	80	90	80	82	80	88
数値化できない成果の達成状況													

(2)活動指標

指標(単位)	年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標	実績										
新規補助申請件数(件)		22	20	20	18	16	15	16	19	16	12	16	25
新規補助金額(千円)		1,960	1,867	1,867	1,828	1,800	1,173	1,800	1,670	1,800	1,250	1,800	3,481

(3)事業費 (単位:千円)

指標(単位)	年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		予算	実績										
直接事業費		13,956	12,829	12,950	12,026	12,950	11,379	12,950	11,454	12,000	11,081	12,000	11,036
財源内訳	一般財源	13,956	12,829	11,377	12,026	11,377	11,379	9,485	11,454	8,568	7,649	3,600	6,941
	国県支出金			1,573		1,573		3,465		3,432	3,432	8,400	4,095
	使用料・手数料												
	その他												
執行率		91.9%		92.9%		87.9%		88.4%		92.3%		92.0%	
人件費		3,678	3,678	3,663	3,663	719	719	705	705	664	664	635	635
内訳	投入人員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	平均給与額	7,355	7,355	7,325	7,325	7,191	7,191	7,054	7,054	6,637	6,637	6,353	6,353
総事業費		17,634	16,507	16,613	15,689	13,669	12,098	13,655	12,159	12,664	11,745	12,635	11,671

【Check - 評価】

(1) 前年度評価シートの改善内容の実施状況

	平成23年度の改善予定	平成23年度の改善結果
妥当性		
有効性	新規申請件数により、制度内容等の検討が必要	新規件数の増加により事業は順調に進んだ。
効率性	県内及び近隣自治体の動向にも注意を払う必要がある。	近隣自治体の動向など変化はなく引き続き注意を払っていく。

(2) 事務事業の評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない	近年の社会情勢により、利用件数に増減はあるが、勤労者の持ち家促進のためには欠かせない事業である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性が低い	県内自治体の実施状況からも、町でも積極的に実施すべき。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか(成果指標の状況)	<input checked="" type="checkbox"/> 十分成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とはいえない <input type="checkbox"/> 成果は上がっていない	社会的情勢などにより、利用件数に大きな影響が出るが、一定の成果が出ていると判断できる。
効率性	事業費に無駄はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切だが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	県内及び近隣自治体との制度比較から、効率的な事業執行がなされている。

【Action - 改善】

(1) 事務事業を進めていく上での課題、解決に向けての改善内容

	課題	平成24年度以降
妥当性		○新規申請件数により、制度内容等の検討が必要 ○県内及び近隣自治体の動向にも注意を払う必要がある。
有効性	新規申請件数により、制度内容等の検討が必要	
効率性	県内及び近隣自治体の動向にも注意を払う必要がある。	

(2) 事業の今後の方針(課長による評価)

活動指標の目標	<input type="checkbox"/> 高める <input type="checkbox"/> 設定どおり <input type="checkbox"/> 下げる
理由	
成果指標の目標	<input type="checkbox"/> 高める <input type="checkbox"/> 設定どおり <input type="checkbox"/> 下げる
理由	
事務事業の方向性	<input type="checkbox"/> 方法改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止・終了 <input type="checkbox"/> 統合
理由・内容	今後も現状の方向性でよい。

部長確認	木内 幸	確認日	2012/6/27
------	------	-----	-----------

概要説明書

事務事業・事務経費名	勤労者福祉事務経費	体系コード	
主管課等	産業振興課労政担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施			
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 労働講座補助金			
	【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 労務安全衛生協会 実施主体: 労務安全衛生協会)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 勤労者福祉事業補助金			
	【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 労政問題懇話会 実施主体: 労政問題懇話会)			
<input checked="" type="checkbox"/> メーデー補助金				
【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 湘南地区大会実行委員会 実施主体: 湘南地区大会実行委員会)				
<input checked="" type="checkbox"/> 湘南地域労働者福祉協議会補助金				
【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 湘南地域労働者福祉協議会 実施主体: 湘南地域労働者福祉協議会)				
<input type="checkbox"/> その他 ()				
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	旅費	勤労者福祉事業に携わる県下市町村の課長会議や担当者会議の出張旅費	9	7
	使用料及び賃借料	労政問題懇話会の委員の資質のために実施された浜岡原子力館の視察研修に伴う自動車借上料(H23.11.25) 労政問題懇話会とは、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与するため、寒川町とその地域労働団体の代表により組織されている。 その事務局が産業振興課となっているため、バス会社との契約から支出事務までを行った。	69	0
	負担金補助及び交付金 (労働講座補助金)	労働災害防止対策の強化を図り、効果的な事業活動を積極的に推進する安全衛生協会の労働講座に補助金を交付している。	30	30
	負担金補助及び交付金 (勤労者福祉事業補助金)	労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与するため、寒川町とその地域労働団体の代表により組織された、労政問題懇話会に補助金を交付している。 また事務局が産業振興課となっているため、会議の資料作りや事業の段取りまで行っている。	1,200	600
	負担金補助及び交付金 (メーデー補助金)	労働者や地域住民が結集して、働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざす目的で開催されるメーデー湘南地区大会の実行委員会に補助金を交付している。23年度は東日本大震災の影響により中止のため支出はない。	0	120

概要説明書

	負担金補助及び交付金 (湘南地区卓球大会負担金)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に在住、在勤、在学する障がい者のスポーツ振興を図るとともに、本競技を通じて心身の鍛練及び参加者相互の交流を行うことを目的に開催される湘南地区障害者卓球大会の実行委員会に対して負担金を支出している。 神奈川県市町村振興協会広域助成金を活用したため、23年度の支出はない。24年度も申請予定。 大会の運営を行うとともに、幹事の年には事務局を担うこととなる。23年は幹事となっている。	0	50
	負担金補助及び交付金 (湘南地域労働者福祉協議会補助金)	地域における勤労者の福祉活動を推進している湘南地域労働者福祉協議会に補助金を交付している。	50	50
		【上記補助金交付事務の流れ】 申請受付→書類審査→交付決定→交付決定通知書郵送→支出負担行為書作成→支出命令書作成→実績報告書受理		
	事業費・経費 計		(a)	1,308
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)			(b)	2,541
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b)	3,849
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	地域経済の安定と発展のためには、人口流出防止と、勤労者の定着が必要である。 勤労者の定着のためには、勤労者の豊かな生活を実現することが重要である。 このようなことから、勤労福祉を担当する県下市町村との情報交換や労働福祉団体及び労働団体が実施する各種事業を充実し、勤労者の福祉を増進していくことについては、町が積極的に取り組むべき事業と考えます。			

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	<p>メーデー補助金(24年度予算)</p> <p>茅ヶ崎市634,500円 藤沢市612,000円 大磯町60,000円 二宮町80,000円</p> <p>労働者福祉協議会補助金(24年度予算)</p> <p>茅ヶ崎市100,000円 藤沢市258,000円 大磯町10,000円 二宮町40,000円</p>
24年度の状況と今後の方針	<p>勤労者の定着には、勤労者の豊かな生活を実現するだけでなく、「町のイメージアップ」や「働く場所の確保」「暮らし条件の確保」が必要と思われます。</p> <p>関係機関や関係各課が一体となり、町民の協力も得ながら魅力あるまちづくりを計画的に進めることが重要であると考えます。</p> <p>勤労者福祉の促進については、近隣市町に劣ることがないよう、中小企業の福利厚生向上を図るための事業を検討するなど勤労者福祉のバックアップを推進していきたい。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>【補助開始年度】</p> <p>労働講座補助金 : 昭和56年度 勤労者福祉事業補助金(労政問題懇話会) : 昭和54年度 メーデー補助金 : 昭和46年度 湘南地域労働者福祉協議会補助金 : 平成9年度</p>

勤労者住宅資金 利子補助金	<p>【石田委員】 利子補助について具体的数値を使って一世帯あたりの一般的な補助額の計算式を示してほしい。</p>	別紙「別表(第3条関係)」参照
	<p>【石田委員】 利子補助は国または県も一部負担しているのか？</p>	国や県が対象者に対して、補助することはありませんが、町が補助している分について、国の予算の範囲内で社会資本整備総合交付金が交付されています。
	<p>【生田委員】 低金利が今後も継続すると予想されます。補助率の見直しはしますか。</p>	要綱では、実際に支払った利子額と比較して少ない方の額を補助することになっているので、現状では見直しは考えていません。
	<p>【生田委員】 補助は借入額の割合でなく支払い金利の割合で支給すべきでは。</p>	融資額のうち600万円までを補助対象としているため、支払い金利の割合で支給するとすると、支払い金利のうち600万円までの分とそれを超える分とを按分することになり、事務が煩雑になります。 また、補助を受ける側からすると借り入れた額に応じて補助限度額が一目でわかったほうが、家庭での経済的な計画などが立てやすいと考えています。
	<p>【吉田委員】 利子補助を受ける者に対して所得制限や年齢制限があるのか。</p>	ありません。
	<p>【吉田委員】 なぜ中央労働金庫なのか。</p>	中央労働金庫は、働く人の福祉金融機関として発足し、機能している金融機関であることと、勤労者の向けの制度ということで、申請のとりまとめや対象者への振込という煩わしい事務手続きを代行してくれるため。
	<p>【宮内委員】 補助率は借入額の3%以内となっているが、23年度の補助率はいくらになっていますか</p>	別紙「別表(第3条関係)」参照

<p>勤労者福祉 事務経費</p>	<p>【石田委員】 労政問題懇話会の年間活動実績と支出明細を示してほしい。</p>	<p>別紙「運営要領」「委員名簿」「事業報告」「収支決算書」参照</p>
	<p>【石田委員】 比較参考値として他市町の労働者福祉協議会補助金が記載されているが、寒川町には労働者福祉協議会はないのか？それに代わるものが労政問題懇話会なのか？</p>	<p>藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町のエリアに湘南地域労働者福祉協議会が存在しています。 また、大磯町、二宮町は、西湘地域労働者福祉協議会のエリアとなっています。</p>
	<p>【生田委員】 労働問題懇話会とはどのような団体ですか？又寒川町のために何をしていただけますか？それは補助金を出すに値いする内容ですか。</p>	<p>別紙「運営要領」「委員名簿」「事業報告」「収支決算書」参照</p>

別表（第3条関係）

（単位：円）

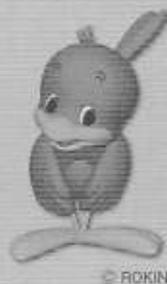
借入金額	1ヶ月の利子補助金額	借入金額	1ヶ月の利子補助金額
500,000	1,100	3,300,000	7,600
600,000	1,300	3,400,000	7,800
700,000	1,600	3,500,000	8,000
800,000	1,800	3,600,000	8,200
900,000	2,000	3,700,000	8,500
1,000,000	2,300	3,800,000	8,700
1,100,000	2,500	3,900,000	8,900
1,200,000	2,700	4,000,000	9,200
1,300,000	2,900	4,100,000	9,400
1,400,000	3,200	4,200,000	9,600
1,500,000	3,400	4,300,000	9,900
1,600,000	3,600	4,400,000	10,100
1,700,000	3,900	4,500,000	10,300
1,800,000	4,100	4,600,000	10,500
1,900,000	4,300	4,700,000	10,800
2,000,000	4,600	4,800,000	11,000
2,100,000	4,800	4,900,000	11,200
2,200,000	5,000	5,000,000	11,500
2,300,000	5,200	5,100,000	11,700
2,400,000	5,500	5,200,000	11,900
2,500,000	5,700	5,300,000	12,200
2,600,000	5,900	5,400,000	12,400
2,700,000	6,200	5,500,000	12,600
2,800,000	6,400	5,600,000	12,900
2,900,000	6,600	5,700,000	13,100
3,000,000	6,900	5,800,000	13,300
3,100,000	7,100	5,900,000	13,500
3,200,000	7,300	6,000,000	13,800

自治体住宅資金利子 補給制度等のご案内



ご利用にあたって

- ◆住宅資金利子補給制度とは、〈中央ろうきん〉住宅ローンを利用し一定の要件を満たした方に対して、自治体から補助金が支給される制度です。
- ◆住宅資金利子補給制度は、各市町内に自己居住用の住宅を新築、増(改)築、購入する方が対象となります。
- ◆申請手続きおよび申請書類等の詳しい内容は、〈中央ろうきん〉神奈川地区営業店・ローンセンター・コンサルティングプラザへお問い合わせください。



自治体の住宅資

- ◎住宅資金利子補給制度は、各自治体の予算決定により実施されておりますので、利子補給の内容（対象者・対象額）
- ◎下表の「利子補給の内容」の「補給額」に記載されている「市（町）」が定める1か月あたりの指定額（補給額）
- ◎下表の「年間補給額（上限例）」の「補給額」は、各自治体が定める上限金額であり、実際の補給額とは異なる
- ◎一部の自治体（横浜市・川崎市など）では、利子補給制度は実施されていません。

自治体名	対象者	資金使途	利子補給の内容				年間補給額(上限例)	
			対象限度額	補給期間	補給利率	補給額	借入金額	補給額
藤沢市	市内に居住し事業所に勤務する方 ※市税の滞納がないこと	新築増改築 (建築確認要) 建物購入 土地購入 (3年以内に新築した場合)	600万円	4年	年3%以内	次のいずれか少ない金額 ①市が定める1か月あたりの指定額×50%×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額-1,000円(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額-1,000円」)(円未満切捨て)	100万円	13,800円
							200	27,600
							300	41,400
							400	55,200
							500	69,000
							600	82,800
茅ヶ崎市	市内に居住し事業所に勤務する方 ※利子補給対象額300万円超600万円以下については、さらに条件あり	新築増改築 建物購入	600万円	4年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①市が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	13,200円
							200	27,600
							300	40,800
							400	55,200
							500	68,400
							600	82,800
逗子市	市内に居住し事業所に勤務する方、又は申請時から1年以上以内に市内に居住することが明らかで事業所に勤務する方 ※新築・建物購入の場合、既に住宅を取得している方は対象外	新築増改築 建物購入	500万円	3年	年3%以内	市が定める1か月あたりの指定額(借入利率に応じて異なる)×申請年度内の償還月数	100万円	26,400円
							200	54,000
							300	81,600
							400	109,200
							500	136,800
相模原市	市内に居住し同一事業所に1年以上勤務する方 ※返済期間10年以上 ※既に住宅を取得している方は対象外 ※市税の滞納がないこと ※自治体提携ローンは対象外 ※他行で土地資金借入後に家屋取得資金と土地資金借換の場合は家屋部分のみ利子補給対象	新築増改築 建物購入	600万円	4年	年3%以内	次のいずれか少ない金額 ①市が定める1か月あたりの算定式による補給額×申請年度内の償還月数(100円未満切捨て) ②実際に支払った利子額×1/2(ただし、借入額が600万円を超える場合は、「600万円/借入額」を乗ずる)	100万円	27,600円
							200	55,200
							300	82,900
							400	110,500
							500	138,200
							600	165,900
厚木市	市内に居住し事業所に勤務する方 ※市税の滞納がないこと	新築増改築 (改築を除く、建築確認要) 建物購入	500万円	5年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①各年末時点の借入金額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「対象限度額÷借入金額」を乗ずる)×3% ②申請年度内の支払利息額×50%(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×50%×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	30,000円
							200	60,000
							300	90,000
							400	120,000
							500	150,000
伊勢原市	市内に居住し事業所に勤務する方	新築増改築 (床面積増加を伴うもの) 建物購入	500万円	5年	年3%以内	次のいずれか少ない金額の50%(100円未満切捨て) ①市が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	13,200円
							200	27,000
							300	40,200
							400	54,000
							500	67,200
海老名市	市内に居住し同一事業所に勤務する方 ※市税の滞納がないこと	新築増改築 建物購入	500万円	5年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①市が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額×50%(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×50%×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	26,400円
							200	54,000
							300	80,400
							400	108,000
							500	134,400

金 利 子 補 給 制 度

対象限度額・補給期間・補給利率・補給額など)に変更が生じる場合があります。予めご了承ください。

」及び「申請年度」は、各自治体により異なります。

ります。実際の補給額は、各自治体が定める方法により算出されます。

自治体名	対象者	資金使途	利 子 補 給 の 内 容				年間補給額 (上限例)	
			対象限度額	補給期間	補給利率	補 給 額	借入金額	補給額
座間市	市内に居住し事業所に勤務する方	新築増築(建築確認要)建物購入	500万円	3年	年3%以内	市が定める1か月あたりの指定額(借入利率に応じて異なる)×申請年度内の償還月数(100円未満切捨て)	100万円	16,800円
							200	46,800
							300	76,800
							400	106,800
							500	136,800
綾瀬市	市内に居住する勤労者の方	新築増改築建物購入	500万円	5年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①市が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額×50%(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×50%×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	26,300円
							200	52,600
							300	78,900
							400	105,200
							500	131,500
葉山町	町内に3年以上居住する勤労者の方、又は県内の同一事業所に3年以上勤務する方 ※新築・建物購入の場合は既に住宅を取得している方は対象外	新築増改築建物購入	500万円	3年	年3%以内	町が定める1か月あたりの指定額(借入利率に応じて異なる)×申請年度内の償還月数	100万円	26,400円
							200	54,000
							300	81,600
							400	109,200
							500	136,800
寒川町	町内に居住し事業所に勤務する方	新築増改築建物購入	600万円	4年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①町が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額	100万円	27,600円
							200	55,200
							300	82,800
							400	110,400
							500	138,000
							600	165,600
大磯町	町内に居住し事務所又は事業所に勤務する方	新築増改築建物購入	400万円	3年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①町が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	27,600円
							200	56,400
							300	84,000
							400	112,800
二宮町	町内に居住する勤労者の方	新築増改築建物購入	300万円	4年	年3%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①町が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	27,600円
							150	40,800
							200	55,200
							250	68,400
							300	82,800
中井町	町内に居住し事業所に勤務する労働者 ※町税を完納していること	新築増改築建物購入	500万円	5年	—	申請年度内の支払利息額×50%(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×50%×利子補給対象限度額÷借入金額」)(100円未満切捨て)	—	—
大井町	町内に居住し同一事業所に1年以上勤務する方	新築増改築建物購入	500万円	3年	年2%以内	次のいずれか少ない金額(100円未満切捨て) ①町が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数 ②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	100万円	18,700円
							200	37,500
							300	56,400
							400	75,200
							500	94,000
松田町	町内に居住し同一事業所に1年以上勤務する方	新築増改築建物購入	3,000万円(50万円以上)	3年	年0.2%以内	借入金額×0.2%(100円未満切捨て)	3,000万円	60,000円

自治体名	対象者	資金使途	利子補給の内容				年間補給額(上限例)	
			対象限度額	補給期間	補給利率	補給額	借入金額	補給額
山北町	町内に居住し事業所に勤務する方、または自営業に従事する方 ※町税の滞納がないこと	新築 増改築 建物購入	500万円	3年	年2%以内	毎年12月1日現在の融資残高(上限500万円)×借入利率(上限2%)	500万円	100,000円
開成町	町内に居住し同一事業所に1年以上勤務する方	新築 増改築 建物購入	300万円	3年	年2%以内	次のいずれか少ない金額(10円未満切捨て)	100万円	18,720円
						①町が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数	200	37,560
						②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	300	56,400
箱根町	町内に居住する前年年収800万円以下の方 ※町税の滞納がないこと	新築(総床面積の条件あり) 増改築(10㎡以上、総床面積の条件あり) 建物購入(総床面積の条件あり) 耐震診断調査に基づく住宅補強工事(総床面積の条件あり) 土地購入(建物と同時に取得した場合)	1,000万円	5年	年3%以内	【借入利率が3%を超える場合】(100円未満切捨て) 申請年度内の支払利息額×50%×対象限度額÷借入金額×3%÷借入利率 【借入利率が3%以下の場合】(100円未満切捨て) 申請年度内の支払利息額×50%×対象限度額÷借入金額	—	—
愛川町	町内に居住し事業所に勤務する方 ※町税の滞納がないこと	新築 増改築 (10㎡以上) 建物購入	500万円	5年	年3%以内	次のいずれか少ない金額の50%(100円未満切捨て)	100万円	13,500円
						①町が定める1か月あたりの指定額×申請年度内の償還月数	200	27,000
						②申請年度内の支払利息額(借入金額が利子補給対象限度額を上回る場合は「申請年度内の支払利息額×利子補給対象限度額÷借入金額」)	300	40,500
							400	54,000
							500	67,600

地震保険等補助制度

	補助対象者	補助条件	補給期間	補助金額
横須賀市	市内に居住する勤労者の方が、市内に自己が所有・居住する住宅を新築、増改築、又は買替を行い、地震保険(損保会社)・自然災害共済等(全労済等)に加入して地震保険料(共済掛金)をお支払いする方。 ※加入した地震保険(共済)の種類によっては、補助の対象とならない場合もございます。	中央ろうきん各支店から、住宅資金融資もしくは住宅金融支援機構(フラット35)の融資を返済期間10年以上・総額1,000万円(増改築は300万円)以上受けている方。 ※市へ補助申請を行い、市から承認を受ける必要があります。	10年	25,000円 上限(年額)
三浦市	市内に居住する勤労者の方が、市内に自己が所有・居住する住宅を新築、増改築、又は買替を行い、地震保険(損保会社)・自然災害共済等(全労済等)に加入して地震保険料(共済掛金)をお支払いする方。 ※加入した地震保険(共済)の種類によっては、補助の対象とならない場合もございます。	中央ろうきん各支店から、住宅資金融資もしくは住宅金融支援機構(フラット35)の融資を返済期間10年以上・総額1,000万円(増改築は300万円)以上受けている方。 ※市へ補助申請を行い、市から承認を受ける必要があります。	10年	25,000円 上限(年額)

お問い合わせ・ご相談は

〈中央ろうきん〉神奈川地区営業店・ローンセンター・コンサルティングプラザへ

* 横浜支店 TEL045(661)5511
 * コンサルティングプラザ横浜 TEL045(461)3601
 * 鶴見支店 TEL045(521)0721
 * 新横浜支店 TEL045(476)7575
 * 新横浜ローンセンター TEL045(476)7585
 * 杉田支店 TEL045(774)1212
 * 星川支店 TEL045(331)1551
 * 戸塚支店 TEL045(861)2111
 * 戸塚ローンセンター TEL045(881)4031
 * 川崎支店 TEL044(244)8331
 * 中原支店 TEL044(733)0161
 * 新百合丘出張所 TEL044(989)1111
 * 中原ローンセンター TEL044(733)0913
 * 川崎南支店 TEL044(277)8211
 * 横須賀支店 TEL046(823)1770

* 横須賀ローンセンター TEL046(828)7141
 * 大船支店 TEL0467(46)6291
 * 藤沢支店 TEL0466(27)8811
 * 藤沢ローンセンター TEL0466(26)5115
 * 茅ヶ崎支店 TEL0467(87)8822
 * 平塚支店 TEL0463(23)2511
 * 小田原支店 TEL0465(24)3322
 * 大雄山支店 TEL0465(73)3311
 * 秦野支店 TEL0463(82)8311
 * 相模原支店 TEL042(772)0451
 * 相模大野ローンセンター TEL042(766)6211
 * 座間支店 TEL046(255)1155
 * 厚木支店 TEL046(222)1511
 * 厚木ローンセンター TEL046(294)1633
 * 愛川支店 TEL046(285)6211

労政問題懇話会運営要領

(設置及び目的)

第1条 この要領は、労働関係の行政を積極的に、推進するため、寒川町とその地域労働団体の代表により、労政問題懇話会（以下「懇話会」という）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与する。

- ① 労働行政の基本計画に関すること。
- ② 主要事業の計画に関すること。
- ③ 労働行政の年間計画に関すること。
- ④ その他必要な事項。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、労働組合8名及び寒川町職員2名より構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会には、会長をおき委員の互選により定める。

- ① 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- ② 会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の招集及び会議)

第6条 懇話会の招集は会長が招集する。

- ① 懇話会の会議は、会長が議長となり委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし議長が必要と認めるときは、小委員会を開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 懇話会に事務局をおき、産業振興課が行なう。

- ① 事務局は、会長の指揮を受けて懇話会の庶務を処理する。

(経費)

第9条 この懇話会の経費は、補助金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

附 則 この要領は昭和54年3月28日から施行する。

附 則 この要領は平成元年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成13年4月13日から施行する。

平成24年度 労政問題懇話会委員名簿

【労働側】

組 合 名	氏 名	住 所	電 話	備 考
セイコーエプソン労組	林 俊則	小 谷2-1-1	(75)5122	会 長
河西工業労組	熊坂 竜也	宮 山3316	(75)2400	職務代理
旭ファイバーグラス労組	大村 寿夫	一之宮6-11-1	(75)0522	職務代理
敷島製パン労組	森田 友唯	一之宮7-9-1	(74)1411	
湘南ユニテック労組	遠藤 光洋	倉 見1919	(73)2013	
日東化工労組	清田 明	一之宮6-1-3	(74)4194	
JX日鉱日石金属労組	上田 真稔	倉 見3	(75)7559	
日産工機労組	中島 勝也	岡 田6-6-1	(75)0451	

【敬称略】

【町 側】

職 名	氏 名	住 所	電 話	備 考
副 町 長	木内 礼次郎	宮 山165	(74)1111	
町民環境部長	木内 幸			内線205

【敬称略】

平成24年5月10日現在

平成23年度「労政問題懇話会」事業報告

【総会・会員交流会】

平成23年 4月22日 18:00～ 寒川総合体育館他 23名

【委員会】

①平成23年 4月22日 16:00～ 寒川総合体育館 10名

②平成23年 7月 6日 14:00～ 日産工機(株) 8名

※工場見学：日産工機(株)

③平成23年10月 4日 10:30～ 寒川町役場 10名

④平成24年 3月28日 14:00～ 寒川町役場 11名

【参加事業】

①相模川美化キャンペーン

*平成23年 6月 5日 9:00～ 相模川神川橋下流 9名

②寒川町産業まつり

*平成23年11月20日 8:30～ さむかわ中央公園 16名

【行政懇談会】

町長との懇談会

*平成23年10月 4日 12:00～ 東分庁舎・第1会議室 10名

【委員研修会】

*平成23年11月25日 6:30～

※浜岡原子力館(新エネルギーホール) 16名

【講座】

寒川町労働講座

*平成23年11月11日 18:30～ 寒川総合体育館 50名

【親睦交流会】

①ボウリング大会

*平成23年 6月 9日 18:30～ 寒川セントラルボウル 76名

②鮎のつかみ取り

*平成23年 8月27日 10:30～ 神川橋下流河川敷 201名

③日帰りバスツアー

*平成24年 1月21日 8:00～ 伊豆方面 85名

平成23年度「労政問題懇話会」収支決算書

収 入

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較	説 明
補助金	1,200,000	1,200,000	0	町補助金
負担金	380,000	332,000	△ 48,000	参加者負担金 ・ボウリング大会 38,000 円 ・鮎のつかみ取り 76,000 円 ・日帰りバスツアー 218,000 円
繰越金	395,634	395,634	0	前年度繰越金
雑入	24,366	18,399	△ 5,967	預金利子 149 円 わたがし売上金 18,250 円
計	2,000,000	1,946,033	△ 53,967	

支 出

(単位:円)

科目	当初予算額	予算現額	決算額	不用額	説 明
会議費	100,000	100,000	79,006	20,994	委員会時飲み物代等 11,236 円 総会時交流会費 67,770 円
事務費	10,000	10,000	7,786	2,214	事務用品
事業費	1,660,000	1,660,000	1,416,306	243,694	ボウリング大会 197,002 円 鮎のつかみ取り 576,346 円 労働講座 10,390 円 町長との懇談会 22,000 円 産業まつり 67,189 円 日帰りバスツアー 543,379 円
研修費	100,000	100,000	81,730	18,270	委員研修会費
雑費	30,000	30,000	18,250	11,750	社会福祉協議会会費等
予備費	100,000	100,000	0	100,000	
計	2,000,000	2,000,000	1,603,078	396,922	

(付帯事項) 予算の執行については、会長において各科目間の流用ができる。

【収 入】

1,946,033 円

【支 出】

1,603,078 円

【来年度繰越金】

= 342,955 円